

● **建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料**

※ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の規定に基づき、令和3年3月19日一関市告示第65号により、令和3年4月1日から登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部の業務を行えるようになりました。

区分		手数料額		
評価する部分及び基準		床面積の合計 (A) ※	適合証なし	適合証あり
非住宅部分	標準入力法	$A \leq 500 \text{ m}^2$	315,000 円	適合証添付
	モデル建物法	$A \leq 500 \text{ m}^2$	123,000 円	制度なし

※ 建築基準法上の床面積から開放部分を除いた床面積（施行令第4条第1項に規定）

● **建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料**

- ・ 岩手県建築基準法施行条例第11条第2項第2号の規定により算出した対象床面積により、上記の表から算定する（確認申請の計画変更と同様の床面積算定であり、変更に係る部分の床面積の2分の1（増加する部分については当該増加する部分の床面積））。

● **建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付手数料**

- ・ 変更に係る適合性判定と同様の床面積算定を行い、上記の表から算定する。

● **建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料**

区分		手数料額		
評価する部分及び基準		床面積の合計 (A)	適合証なし	適合証あり
住宅部分	一戸建て住宅	$A \leq 200 \text{ m}^2$	38,000 円	6,000 円
		$200 \text{ m}^2 < A$	43,000 円	6,000 円
	共同住宅	$A \leq 300 \text{ m}^2$	77,000 円	11,000 円
		$300 \text{ m}^2 < A$	127,000 円	23,000 円
非住宅部分	標準入力法	$A \leq 300 \text{ m}^2$	251,000 円	11,000 円
		$300 \text{ m}^2 < A$	315,000 円	19,000 円
	モデル建物法	$A \leq 300 \text{ m}^2$	96,000 円	11,000 円
		$300 \text{ m}^2 < A$	123,000 円	19,000 円

※ 住宅部分の共用部を評価に参入しない場合は、床面積から共用部の床面積を除き、額を算定。

- ・ 手数料の適用は1棟ごとになります。（複数棟の合計の床面積に対する手数料ではありません。）
- ・ 複合建築物にあっては、住宅部分の額と非住宅部分の額を合算した額となります。
- ・ 認定申請に併せて建築基準関係規定への適合審査を申し出る場合（法第35条第2項関係）は確認申請相当手数料が加算されます。

● **建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料**

- ・ 岩手県建築基準法施行条例第11条第2項第2号の規定により算出した対象床面積により、上記の表から算定する（確認申請の計画変更と同様の床面積算定であり、変更に係る部分の床面積の2分の1（増加する部分については当該増加する部分の床面積））。

● 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

区 分			手数料額		
評価する部分及び基準		床面積 (A)	適合証なし	適合証あり	
住宅部分	戸建て住宅	標準入力法	$A \leq 200 \text{ m}^2$	38,000 円	6,000 円
			$200 \text{ m}^2 < A$	43,000 円	6,000 円
		モデル住宅法	$A \leq 200 \text{ m}^2$	20,000 円	6,000 円
			$200 \text{ m}^2 < A$	21,000 円	6,000 円
		仕様基準	$A \leq 200 \text{ m}^2$	20,000 円	6,000 円
			$200 \text{ m}^2 < A$	21,000 円	6,000 円
	共同住宅等	標準入力法	$A \leq 300 \text{ m}^2$	77,000 円	11,000 円
			$300 \text{ m}^2 < A$	127,000 円	23,000 円
		フロア入力法	$A \leq 300 \text{ m}^2$	37,000 円	11,000 円
			$300 \text{ m}^2 < A$	63,000 円	23,000 円
仕様基準		$A \leq 300 \text{ m}^2$	37,000 円	11,000 円	
		$300 \text{ m}^2 < A$	63,000 円	23,000 円	
非住宅部分	標準入力法	$A \leq 300 \text{ m}^2$	251,000 円	11,000 円	
		$300 \text{ m}^2 < A$	315,000 円	19,000 円	
	モデル建物法	$A \leq 300 \text{ m}^2$	96,000 円	11,000 円	
		$300 \text{ m}^2 < A$	123,000 円	19,000 円	

※ 住宅部分の共用部を評価に参入しない場合は、床面積から共用部の床面積を除き、額を算定。

- 手数料の適用は1棟ごとになります。(複数棟の合計の床面積に対する手数料ではありません。)
- 複合建築物にあっては、住宅部分の額と非住宅部分の額を合算した額となります。
- 認定申請に併せて建築基準関係規定への適合審査を申し出る場合(法第35条第2項関係)は確認申請相当手数料が加算されます。